

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

瀬戸市条例第 4 6 号

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例

瀬戸市手数料徴収条例（平成 1 2 年瀬戸市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
種類	金額	種類	金額
<省略>		<省略>	
建築基準法第 7 条第 1 項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請に対する審査に係る完了検査申請手数料（同法第 7 条の 3 第 2 項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請のあったものに限る。）又は同法第 1 8 条第 2 0 項の規定に基づく建築物の完了通知に係る手数料（同法第 1 8 条第 2 8 項の規定に基づく特定工程終了通知のあったものに限る。）	<省略>	建築基準法第 7 条第 1 項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請に対する審査に係る完了検査申請手数料（同法第 7 条の 3 第 2 項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請のあったものに限る。）又は同法第 1 8 条第 1 6 項の規定に基づく建築物の完了通知に係る手数料（同法第 1 8 条第 1 9 項の規定に基づく特定工程終了通知のあったものに限る。）	<省略>
建築基準法第 7 条第 1	<省略>	建築基準法第 7 条第 1	<省略>

項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請に対する審査に係る完了検査申請手数料又は同法第18条第20項の規定に基づく建築物の完了通知に係る手数料		項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請に対する審査に係る完了検査申請手数料又は同法第18条第16項の規定に基づく建築物の完了通知に係る手数料	
建築基準法第7条の3第2項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請に対する審査に係る中間検査申請手数料又は同法第18条第28項の規定に基づく特定工程終了通知に係る手数料	<省略>	建築基準法第7条の3第2項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請に対する審査に係る中間検査申請手数料又は同法第18条第19項の規定に基づく特定工程終了通知に係る手数料	<省略>
<省略>		<省略>	
建築基準法第88条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請に対する審査に係る完了検査申請手数料又は同法第18条第20項の規定に基づく工作物の完了通知に係る手数料	<省略>	建築基準法第88条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請に対する審査に係る完了検査申請手数料又は同法第18条第16項の規定に基づく工作物の完了通知に係る手数料	<省略>
<省略>		<省略>	
備考 <省略>		備考 <省略>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。